

災害に備えて 防災コーナー

【問合せ】 総務課 防災庶務班 ☎773・6660

地震による家具の転倒対策をしていますか

平成7年の阪神・淡路大震災では、建物の中でけがをした人の約半数は家具の転倒や落下が原因だったという調査結果があります。転倒した家具の下敷きになったり、割れたガラスによってけがをしたり、最悪の場合死亡する場合があります。また、家具が転倒すると、避難の妨げになる場合もあります。

こうした家具の転倒などは、転倒防止用の器具の取り付けやガラスの飛散防止シートの貼り付けなどで防ぐことができます。大地震では家具は必ず倒れるものと考え、「自分の命は自分で守る」ため、家具の転倒対策をしましょう。

市ウェブサイト
「地震への備え」はこちら▶



マイナンバーカードの申請、
交付などの時間外・日曜窓口

閩市民課 市民班

☎773・6661

時間外窓口（次の水曜日）

10月11日、11月22日

午後5時15分～7時30分

日曜窓口

10月15日、11月12日

午前9時～11時30分

受付窓口 市民課

申請や更新手続きは予約不要。

交付は、原則3日前までに受付専用電話（☎78

8・1780）でお申し込みください。

持

・通知カード（ある人）

・顔写真付きの本人確認書類

1点（運転免許証、旅券、身体障害者手帳など）

・その他の本人が確認できる

書類1点（健康保険証、年金手帳、氏名と生年月日記

載の診察券など。顔写真付きの書類がない場合は2点）

・住民基本台帳カード（ある人）

・個人番号カード交付通知書（交付時のみ）

・顔写真は窓口で無料撮影し

ます。

・住民票、戸籍などの事務は行いません

マイナンバーカードはこのような場面で使えます

・顔写真付きの本人確認書類としての利用

・全国のコンビニのマルチコピー機で住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書の取得（コンビニ交付利用時間：午前6時30分～午後11時）

・健康保険証としての利用

・健康保険証としての利用

を呼んだ時などに、かかりつけ医や服薬情報がすぐにわかるため、迅速な救急活動に役立ちます。キットは無料で、次のとおり配付します。

①世帯員がすべて65歳以上で、キットが未配付の人に、10月～令和6年3月に民生委員・児童委員が訪問して配付します。

②次のいずれかに該当し、配付を希望する人は、お問い合わせください。

・日中に65歳以上の人だけが在宅となる世帯で、認知症であるか、心臓疾患・脳血管障害の既往歴がある

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、一人暮らしか、他の世帯員がすべて65歳以上

配付後に医療情報などに変更があった場合は、民生委員・児童委員などの訪問時にお知らせください。

※災害時には、キットを持って避難してください

救急医療情報キットを配付しています

閩福祉課 高齢福祉係

☎773・6667

救急医療情報キットは、緊急時に必要な医療情報を専用の容器に入れて、冷蔵庫に保管しておくものです。救急車

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉

健康・福祉